

令和5年 北秋田市農業委員会 第5回総会

1. 開催日時 令和5年5月15日（月） 午前9時00分から

2. 開催場所 市役所本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員（24名）

2番 長 岐 正	5番 成 田 博 幸	6番 澤 藤 匠
7番 武 石 修 一	8番 伊 東 誠 子	11番 佐 藤 利 子
12番 宮 腰 文 義	13番 齊 藤 富美雄	15番 佐 藤 邦 久
16番 木 村 正 彦	19番 金 俊 英	20番 武 田 響 一
22番 檜 森 正	24番 佐 藤 茂 延	25番 伊 藤 鶴 一
16番 三 沢 博 隆	28番 簾 内 豊	29番 中 嶋 力 藏
30番 堀 部 聡	31番 佐 藤 篤 史	32番 松 橋 利 彦
34番 金 田 悦 子	36番 長 岐 一 志	37番 後 藤 久 美

4. 欠席委員（12名）

1番 若 松 一 幸	3番 長 崎 成 人	4番 佐 藤 政 信
9番 三 澤 敏 行	10番 杉 渕 光 則	14番 佐 藤 稔
17番 藤 島 喜美男	18番 堀 部 栄 一	21番 近 藤 裕 太
23番 土濃塚 謙一郎	27番 鈴 木 豊	33番 三 浦 和 憲

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第11号	会務報告
第 2	報告第12号	専決処分の報告
第 3	議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第14号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 加 藤 裕 久 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

6番 澤藤 匠 7番 武石 修一

9. 会議の概要

事務局

定刻となりましたので、只今より令和5年 北秋田市農業委員会 第5回総会を開会いたします。

始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。1番 若松一幸委員、3番 長崎成人委員、4番 佐藤政信委員、9番 三澤敏行委員、10番 杉渕光則委員、14番 佐藤稔委員、17番 藤島喜美男委員、18番 堀部栄一委員、21番 近藤裕太委員、23番 土濃塚謙一郎委員、27番 鈴木豊委員、33番 三浦和憲委員の12名となっております。

委員総数36名中、24名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。

それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。

会長あいさつ（省略）

会長

それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長

異議なしと認め当職より指名いたします。

6番 澤藤匠委員、7番 武石修一委員にお願いいたします。

それでは案件に入ります。「報告第11号会務報告」を事務局よりお願いいたします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第11号 令和5年4分会務報告です。

（令和5年4月の会務を報告）

議長

会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

事務局

次に報告第12号「専決処分の報告について」事務局の説明を求めます。

それでは、議案書3ページをお開きください。

報告12号「令和5年4月分 専決処分の報告」です。

表の4月の列をご覧ください。

(2) 非農地通知が2件、(4) 相続等による権利取得の届出の受理が19件、(5) 農地所有適格法人の報告書の受理が7件、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が17件、(9) 2アール未満の農地の転用に係る届出の受理が1件、合計46件の処理を実施しました。

次の4ページからがその内訳となります。

まず、(2) 非農地通知(農地法第2条第1項の農地に該当しない土地)です。

(受付番号1番を朗読)

以下番号2番まで、合計8筆、6,138㎡となります。

つづいて(4) 相続等による権利取得の届出の受理(農地法第3条の3の届出)です。

(受付番号1番を朗読)

以下9ページの受付番号19番まで、合計121筆、面積118,901.10㎡となっております。

次に、項目(5) 農地所有適格法人の報告書の受理でございます。法人の名称、受理日等は記載のとおりとなっております。

次は項目(7)の、賃借・使用権の合意解約等の届出の受理(農地法第18条第1項第4号及び第5号の規定による届出及び第18条第6項の規定による通知の受理)です。

(受付番号1番を朗読)

以下 11 ページの受付番号 17 番まで、合計 41 筆、面積 72,105 ㎡となります。

つづいて (9) 2 アール未満の農地の転用に係る届出の受理 (農地法施行規則第 29 条第 1 号に掲げる場合における農地の転用の受理) です。

(受付番号 1 番を朗読)

(9) はこの 1 件のみとなります。

説明は以上です。

議 長

事務局から説明がありましたが、(2) 非農地通知について、現地を確認した委員からも説明願いたいと思います。

11 番 佐藤利子委員からお願いいたします。

11 番

11 番の佐藤です。番号 1 番と 2 番を報告させていただきます。

調査日は 5 月 8 日、調査員は 15 番 佐藤邦久委員、17 番 藤嶋喜美男委員と私、事務局から加藤局長、簾内副主幹、疋田主査の計 6 名でした。

まず、1 番は今泉集落の西側で、線路にかかった陸橋に隣接してありました。申請地は森林の様相を呈しており、再生利用することは困難と判断しました。

次に、2 番は綴子大畑集落から上流側に 1.2 km ほど進んだ場所がありました。

申請地は道路を挟んで 2 か所に分かれており、片方は大きな法面の下にある田で、糠沢川に隣接してありました。

もう片方は反対側となり、山側の斜面にある細い道を 100 m ほど進んだところにありました。

申請地はいずれも森林の様相を呈しており、再生利用することは困難と判断しました。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

報告第 12 号につきまして事務局と佐藤利子委員からの説明が終わりましたが、何かご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 13 ページをお開きください。
議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
令和 5 年 5 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以下受付番号 4 番まで、合計 5 筆、面積 3,327 m²となります。

なお、これらの件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号については次の 14 ページをご参照ください。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、1 番から 4 番までは、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

15 番 佐藤邦久委員からお願いいたします。

15 番 15 番の佐藤です。

申請番号 1 番から 4 番を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の佐藤利子委員の報告と同様です。

まず、申請番号 1 番は資料の 15 ページから 16 ページになります。

申請地は美栄集落の右側の山の上にあります。申請地は譲受人が所有する畑に隣接しており、継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号 2 番は資料の 17 ページから 18 ページになります。申請地は荒瀬集落内の南側で、道路と山林の間にあります。継続して耕作

されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号3番は資料の19ページから20ページになります。申請地は西鷹巣大橋と舟見町への道路の十字路に隣接した場所にあり、継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号4番は資料の21ページから22ページになります。申請地は七座郵便局のすぐ近くにある踏切に隣接した場所にありました。申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

以上です

議長 議案第13号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた佐藤邦久委員からも説明いただきました。

議案第13号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第13号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書23ページをお開きください。

議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法附則（令和4年5月27日 法律第56号）第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年5月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

内容の説明の前に1つ補足いたします。

今回から議案の標題下の表記を「農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により～」としております。前は「基盤強化法第18条第1項の規定～」でしたが、基盤強化法が改正されるに伴って、地域計画が策定されるまでの最長2年間の経過措置として、この附則第5条により、従前の通り農用地利用集積計画を定めることができるとされたことから、この表記に変更しました。

それでは所有権移転についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下26ページの受付番号5番まで、合計42筆、面積72,266㎡となります。

つづいて議案書27ページ、利用権設定になります。

(受付番号1番を朗読)

以下32ページの受付番号11番まで、合計47筆、面積73,575㎡となります。

つづいて33ページから一括方式になります。

(受付番号1番を朗読)

以下37ページの受付番号5番まで、合計66筆、面積116,230㎡となります。

議案第14号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第14号につきまして事務局の説明が終わりました。

議案第14号中、利用権設定のうち受付番号1番から3番及び一括方式のうち2番を除いた件について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

30 番 30 番 堀部です。議案の内容ではありませんが、法律の改正によって表記を変更したとの説明がありましたが、今回からの変更で差し支えはないのですか。

事務局 特に差し支えはないものと考えております。

議 長 ほかにご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 14 号中、利用権設定のうち受付番号 1 番から 3 番及び一括方式のうち 2 番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて利用権設定のうち受付番号 1 番から 3 番について。

利用権設定のうち受付番号 1 番から 3 番については、議席番号 2 番長岐正委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：2 番長岐正委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第 14 号中、利用権設定の受付番号 1 番から 3 番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第14号中、利用権設定の受付番号1番から3番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。
暫時休憩いたします。

(着席：2番長岐正委員)

議 長

会議を再開いたします。

つづきまして一括方式の受付番号2番について、私と関連があるものですので、ここで一旦退席いたします。進行は会長代理の長岐委員にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(退席：37番後藤久美委員)

議長代理

議長が退席しましたので代わりに私、長岐が進行します。
会議を再開いたします。

議案第14号中、一括方式の受付番号2番について質疑に入ります。
何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(なしの声)

議長代理

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第14号中、一括方式の受付番号2番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長代理

異議なしと認め決定いたします。

議 長

暫時休憩いたします。

(着席：37 番後藤久美委員)

会議を再開いたします。

以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして5月の定例総会を閉会します。

令和5年北秋田市農業委員会5回総会案件の審査に係る内容については、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和5年6月16日

北秋田市農業委員会

会 長

印

署名委員

印

印